

## 海外の原子力安全規制組織の概要（最近の状況）

東京電力福島第一原子力発電所事故の後に、海外で原子力安全規制組織の見直し等が行われたものの概要は以下のとおり。

### 1. 韓国

#### (1) 経緯

本年 6 月 29 日に成立、7 月 25 日に公布された法案の施行により、10 月 26 日、大統領所属で原子力の安全管理を担う独立行政機関として「原子力安全委員会」が設置された。

#### (主な経緯)

- |              |  |
|--------------|--|
| 2009 年 8 月   | 原子力安全委員会設置に関する法案の提案<br>(提案者：ハンナラ党の議員)        |
| 2010 年 3 月   | 原子力安全委員会設置に関する法案の提案<br>(提案者：民主労働党の議員)        |
| 2011 年 3-4 月 | 政府・与党会議において、原子力安全委員会を独立の行政機関として大統領直下に置く方針を議論 |
| 6 月 22 日     | 国会教育科学技術委員会での審議                              |
| 6 月 29 日     | 原子力安全委員会設置等の関連法案を本会議で議決                      |
| 7 月 25 日     | 同関連法公布                                       |
| 10 月 26 日    | 同関連法施行                                       |

#### (2) 委員

委員長（常勤・政務職・長官級）：

カン・チャンスン（姜昌淳） ソウル大学原子核工学科名誉教授

副委員長（常勤・政務職・次官級）：

ユン・チョルホ（尹喆浩） 韓国原子力安全技術院院長

その他の委員：法律、人文社会、科学技術、公共安全、環境、保健医療、メディアの各分野から 7 名を委嘱（非常勤）

#### (3) 委員会の主な機能

- ・ 原子力安全総合計画、国家放射能防災計画の策定
- ・ 核物質及び原子炉及び関係施設の規制に関する業務
- ・ 原子力安全技術院 (KINS: Korea Institute of Nuclear Safety) と原子力統制技術院 (KINAC: Korea Institute of Nuclear Nonproliferation and Control) の監督
- ・ 放射線事故や放射能汚染の発生やそのおそれがある場合の放射線汚染源の除去や放射能汚染防止のための緊急措置の実施
- ・ 放射線・放射能監視の設置・運営
- ・ 原子力損害賠償制度の運用
- ・ 国際的な核不拡散政策の履行と原子力専用品、核物質等の輸出入統制等

#### (4) 意義

- ・ IAEA の基本的安全原則や原子力安全条約を踏まえ、これまで教育科学技術部に併存していた原子力安全規制と原子力利用及び振興（研究開発）を分離し、原子力安全規制体制の独立性・透明性が高まる
- ・ 安全体制を強化することで、原発輸出等の推進体制も進める

#### (5) 関係行政体制の改組

##### ① 原子力安全委員会の設置

教育科学技術部長官を委員長とする審議機関の「原子力安全委員会」が改組され、大統領所属としての原子力の安全管理を主管する「原子力安全委員会」を設置。これにより、原子力安全規制業務は、教育科学技術部から原子力安全委員会へ移管。委員長、副委員長、委員の他、事務処長、2局8課の体制（85名規模）

##### ② 原子力委員会の改称

国務総理を委員長とする審議機関の「原子力委員会」を「原子力振興委員会」へ名称を変更し、引き続き、原子力の研究開発・生産・利用に関する重要事項を審議。

##### ③ 原子力安全管理に関する専門機関の改組

原子炉規制、核施設防護等に係る専門的・技術的事項は、引き続き、原子力安全技術院と原子力統制技術院が担い、双方ともに教育科学技術部から原子力安全委員会へ移管。

#### (6) 原子力安全体制改組に係る関係法令の制定・改正

（いずれも 2011 年 7 月 25 日公布、10 月 26 日施行）

##### ① 「原子力法」を「原子力振興法」に改正

原子力の利用と安全管理を規定し、その方針や原子力委員会・原子力安全委員会設置を包括的に規定していた「原子力法」について、原子力の安全管理に関する事項を「原子力安全法」に分離させ、原子力の利用のみを規定して学術の進歩と産業の振興を目的とする「原子力振興法」へ改正

##### ② 「原子力安全法」の制定

原子力の研究開発、製造、利用による安全管理に関する事項を規定し、放射線による災害の防止と公共の安全を図ることを目的に、「原子力安全法」を新規制定

##### ③ 「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律」の制定

原子力の安全管理に関する事項を主管する大統領所属の原子力安全委員会を設置

④「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法」の一部改正

原子力施設等の放射線及び防災対策等の主管機関を原子力安全委員会とし、放射線事故や放射能汚染の発生又はそのおそれがある場合、汚染源の除去や拡散防止のための緊急措置を行える権限を付与

⑤「生活周辺放射線安全管理法」の制定（2012年7月施行予定）

国民が生活周辺で接する放射線の安全管理体制を構築し、その主管機関を原子力安全委員会とし、生活周辺放射線防護総合計画の策定、放射性物質取扱事業者の管理、自然放射線の管理、放射線監視機の設置運営等を規定

⑥ その他

上記法令の制定・改正に伴う原子力安全技術院法の改正、引用法令名の改正等

## 2. 英国

本年2月8日、英国政府は、新しい独立した安全規制機関である原子力規制局（ONR）を設立するための法制度の策定を進めることを公表。ONRは、本年4月1日に、法令に基づかない暫定的な組織として保健安全執行部（HSE）の内部組織として設置された。今後2～3年かけて役割及びプロセスの検討を行い、法律に基づく組織として設立された後は、HSEから法的に独立した組織となる予定。なお、本年10月24日に、放射性物質輸送チームが運輸省からONRに移管された。